

Ⅲ．不正薬物等に対する水際取締対策

1．政府における対策

(1) 薬物乱用対策推進会議

平成9年1月、当時の厳しい薬物情勢に鑑み、薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、薬物に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、内閣に「薬物乱用対策推進本部」が設置され、毎年1回、開催されてきたところ、平成20年12月、総理・官房長官が構成員の会議等について、数が多く、重複がある等の実態を踏まえて、整理を進めるとの観点から、同本部は廃止される一方、犯罪対策閣僚会議の下において、内閣府特命担当大臣（薬物対策）を議長とする「薬物乱用対策推進会議」を設置し、随時開催することとされた。また、廃止前の薬物乱用対策推進本部が決定した事項等については、同会議に引き継がれるものとされた。

薬物乱用対策推進本部においては、薬物乱用対策の中長期的な戦略が必要との認識の下、平成10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」、平成15年7月に「薬物乱用防止新五か年戦略」、平成20年8月に「第三次薬物乱用防止五か年戦略」、平成22年7月に「薬物乱用防止戦略加速化プラン」を決定し、総合的かつ積極的な施策を推進してきた。これら戦略等の実施により一定の成果が見られるものの、薬物情勢全体について見ると、覚醒剤事犯の検挙人員は高止まりの状況にあるほか、再犯者率は過去15年間で最高を更新するなど依然として厳しい情勢にあることから、平成25年8月に新たに「第四次薬物乱用防止五か年戦略」が決定された。

(参考1) 本部構成員

議長：内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）

副議長：国家公安委員会委員長、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

構成員：総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

(参考2) 開催状況（「薬物乱用対策推進本部」を含む。）

平成9年1月17日 ○「薬物乱用対策推進本部」設置に係る閣議決定

21日 ○推進本部第1回会合

4月18日 ○推進本部第2回会合

- ・ 薬物乱用対策推進要綱について
- ・ 青少年の薬物乱用問題に対する緊急対策について

5月27日 ○推進本部第3回会合

- ・ 平成 8 年度薬物乱用対策推進状況について
 - ・ 平成 9 年度薬物乱用対策推進計画について
- 平成10年 5 月26日 ○推進本部第 4 回会合
- ・ 青少年の薬物乱用問題に対する緊急対策の実施状況について
 - ・ 平成 9 年度薬物乱用対策推進状況について
 - ・ 平成 10 年度薬物乱用対策推進計画について
 - ・ 薬物乱用防止五か年戦略
- 平成11年 5 月18日 ○推進本部第 5 回会合
- ・ 平成 10 年度薬物乱用対策推進状況について
 - ・ 平成 11 年度薬物乱用対策推進計画について
 - ・ 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況について
- 平成12年 5 月23日 ○推進本部第 6 回会合
- ・ 平成 11 年度薬物乱用対策推進状況について
 - ・ 平成 12 年度薬物乱用対策推進計画について
 - ・ 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況について
- 平成13年 6 月 1 日 ○推進本部第 7 回会合
- ・ 平成 12 年度薬物乱用対策推進状況について
 - ・ 平成 13 年度薬物乱用対策推進計画について
 - ・ 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況について
- 平成14年 5 月31日 ○推進本部第 8 回会合
- ・ 平成 13 年度薬物乱用対策推進状況について
 - ・ 平成 14 年度薬物乱用対策推進計画について
 - ・ 薬物乱用防止五か年戦略進捗状況について
- 平成15年 7 月29日 ○推進本部第 9 回会合
- ・ 薬物乱用防止五か年戦略フォローアップについて
 - ・ 薬物乱用防止新五か年戦略について
 - ・ 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策について
- 平成16年 6 月14日 ○推進本部第 10 回会合
- ・ 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップについて
 - ・ 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策フォローアップについて
- 平成17年 6 月10日 ○推進本部第 11 回会合
- ・ 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップ
 - ・ 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策フォローアップ

- 平成18年 7 月18日 ○推進本部第 12 回会合
- ・ 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップについて
 - ・ 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策フォローアップについて
- 平成19年 1 月 4 日 ○推進本部第 13 回会合
- ・ 薬物乱用防止新五か年戦略の一部改正について
- 8 月 3 日 ○推進本部第 14 回会合
- ・ 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップについて
 - ・ 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策フォローアップについて
- 平成20年 8 月22日 ○推進本部第 15 回会合
- ・ 薬物乱用防止新五か年戦略フォローアップについて
 - ・ 薬物密輸入阻止のための緊急水際対策フォローアップについて
 - ・ 第三次薬物乱用防止五か年戦略について
-
- 平成21年 8 月20日 ○推進会議 第 1 回会合
- ・ 第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップについて
- 平成22年 3 月24日 ○推進会議 第 2 回会合
- ・ 薬物乱用防止戦略加速化ワーキングチームの設置について
- 7 月23日 ○推進会議 第 3 回会合
- ・ 薬物乱用防止戦略加速化プランについて
 - ・ 第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップについて
- 平成23年 8 月29日 ○推進会議 第 4 回会合
- ・ 第三次薬物乱用防止五か年戦略（加速化プラン）フォローアップについて
- 平成24年8月30日 ○推進会議 第 5 回会合
- ・ 第三次薬物乱用防止五か年戦略（加速化プラン）フォローアップについて
 - ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策について
- 平成25年8月7日 ○推進会議 第 6 回会合
- ・ 第三次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップについて
 - ・ 合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策について

(2) 銃器対策推進会議

平成7年9月、当時の厳しい銃器情勢に鑑み、銃器対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、内閣に「銃器対策推進本部」が設置され、毎年1回、開催されてきたところ、平成20年12月、総理・官房長官が構成員の会議等について、数が多く、重複がある等の実態を踏まえて、整理を進めるとの観点から、同本部は廃止される一方、犯罪対策閣僚会議の下において、内閣府特命担当大臣（銃器対策）を議長とする「銃器対策推進会議」を設置し、随時開催することとされた。また、廃止前の銃器対策推進本部が決定した事項等については、同会議に引き継がれるものとされた。

銃器対策推進本部においては、平成7年12月に策定した「銃器対策推進要綱」に沿った施策の推進計画を年度毎に策定・決定してきていた。平成25年5月の銃器対策推進会議（第5回）においても、同要綱に沿った施策として「平成25年度銃器対策推進計画」が決定された。

(参考1) 本部構成員

議 長	国家公安委員会委員長
構 成 員	内閣官房副長官補
	内閣広報官
	警察庁生活安全局長
	警察庁刑事局長
	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省刑事局長
	法務省入国管理局長
	外務省領事局長
	財務省関税局長
	水産庁次長
	経済産業省貿易経済協力局長
	国土交通省総合政策局長
	海上保安庁次長
	環境省自然環境局長

(参考2) 開催状況(銃器対策推進本部の開催状況を含む。)

- | | |
|------------|----------------------|
| 平成7年9月19日 | ○「銃器対策推進本部」設置に係る閣議決定 |
| 28日 | ○推進本部第1回会合 |
| 12月19日 | ○推進本部第2回会合 |
| | ・ 銃器対策推進要綱 |
| | ・ 広報啓発活動の推進 |
| 平成9年5月7日 | ○推進本部第3回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成8年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成9年度銃器対策推進計画 |
| 平成10年4月30日 | ○推進本部第4回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成9年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成10年度銃器対策推進計画 |
| 平成11年4月27日 | ○推進本部第5回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成10年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成11年度銃器対策推進計画 |
| 平成12年4月28日 | ○推進本部第6回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成11年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成12年度銃器対策推進計画 |
| 平成13年4月20日 | ○推進本部第7回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成12年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成13年度銃器対策推進計画 |
| 平成14年4月26日 | ○推進本部第8回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成13年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成14年度銃器対策推進計画 |
| 平成15年4月25日 | ○推進本部第9回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成14年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成15年度銃器対策推進計画 |
| 平成16年4月27日 | ○推進本部第10回会合 |
| | ・ 最近の銃器情勢 |
| | ・ 平成15年度銃器対策推進状況 |
| | ・ 平成16年度銃器対策推進計画 |

- 平成 17 年 4 月 26 日 ○推進本部第 11 回会合
- ・ 最近の銃器情勢について
 - ・ 平成 16 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 17 年度銃器対策推進計画
- 平成 18 年 5 月 25 日 ○推進本部第 12 回会合
- ・ 平成 17 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 18 年度銃器対策推進計画
 - ・ 各省庁の取組状況など
- 平成 19 年 4 月 25 日 ○推進本部第 13 回会合
- ・ 長崎市長銃撃事件、東京・神奈川における発砲事件について
 - ・ 平成 18 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 19 年度銃器対策推進計画
 - ・ 各省庁の取組状況など
- 5 月 18 日 ○銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム第 1 回会合
- ・ 一歩踏み込んだ対策の検討について
- 6 月 25 日 ○銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム第 2 回会合
- ・ 銃器犯罪抑止のための更なる施策案について
- 平成 20 年 5 月 1 日 ○推進本部第 14 回会合
- ・ 平成 19 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 20 年度銃器対策推進計画
 - ・ 各省庁の取組状況など
-
- 平成 21 年 4 月 22 日 ○推進会議第 1 回会合
- ・ 平成 20 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 21 年度銃器対策推進計画
 - ・ 各省庁の取組状況など
- 平成 22 年 6 月 23 日 ○推進会議第 2 回会合
- ・ 平成 21 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 22 年度銃器対策推進計画
- 平成 23 年 5 月 26 日 ○推進会議第 3 回会合
- ・ 平成 22 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 23 年度銃器対策推進計画
- 平成 24 年 5 月 28 日 ○推進会議第 4 回会合
- ・ 平成 23 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 24 年度銃器対策推進計画
- 平成 25 年 5 月 21 日 ○推進会議第 5 回会合
- ・ 平成 24 年度銃器対策推進状況
 - ・ 平成 25 年度銃器対策推進計画

(3) 犯罪対策閣僚会議

少年犯罪や凶悪犯罪が国民の身近なところで多発している現状を踏まえ、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成15年9月、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が開催された。以降、内閣において犯罪対策閣僚会議を随時開催し、「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」及び「水際対策を始めとした各種犯罪対策」の3つの視点を指針として犯罪情勢に即した各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な犯罪対策を推進してきた結果、我が国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最悪期の半数以下に減少し、一定の改善が見られるようになった。

一方、サイバー犯罪・サイバー攻撃、国際テロ、組織犯罪といった新たな脅威が出現していることや、社会構造が変化していることを踏まえれば、今後の犯罪対策を進めるために新たな総合的な戦略を策定する必要性が生じていることから、犯罪対策閣僚会議では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控えた今後7年間を視野に、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成し、「世界一安全な国、日本」を実現することを目標として、平成25年12月に「「世界一安全な日本」創造戦略」を策定（同日閣議決定）し、その施策の着実な実現を図っているところである。

(参考1) 主宰及び構成員

主 宰：内閣総理大臣

構成員：全閣僚

(参考2) 開催状況

平成15年9月2日 ○「犯罪対策閣僚会議」開催に係る閣議口頭了解

5日 ○犯罪対策閣僚会議（第1回）

12月18日 ○犯罪対策閣僚会議（第2回）

- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画

平成16年6月22日 ○犯罪対策閣僚会議（第3回）

- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
- ・ 各省庁における施策

12月14日 ○犯罪対策閣僚会議（第4回）

- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
- ・ テロの未然防止に関する行動計画
- ・ 人身取引対策行動計画

- 平成 17 年 6 月 28 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 5 回）
（第 14 回都市再生本部との合同会議）
- ・ 安全・安心なまちづくり
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ バイオメトリクスを活用した出入国管理の構築
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 12 月 20 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 6 回）
- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ
 - ・ 犯罪から子どもを守るための取組み
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 平成 18 年 6 月 20 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 7 回）
（第 3 回青少年育成推進本部との合同会議）
- ・ 少年関係
 - ・ 暴力団対策関係
 - ・ 再犯防止関係
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 12 月 19 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 8 回）
- ・ 子どもを犯罪から守り、非行から立ち直らせるための取組
 - ・ ワーキングチームにおける検討状況（犯罪諸対策の進捗状況）
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ テロの未然防止に関する行動計画フォローアップ
- 平成 19 年 7 月 3 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 9 回）
- ・ 青少年育成・犯罪対策一般
 - ・ 暴力団対策
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ
- 12 月 21 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 10 回）
- ・ 犯罪諸対策及びワーキングチームの検討状況

- ・ 銃器・暴力団対策
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ
- 平成 20 年 6 月 16 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 11 回）
- ・ 当面の犯罪対策等について
 - ・ これまでの取組と今後の課題について
 - ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画フォローアップ
 - ・ 安全・安心なまちづくり全国展開フォローアップ
- 12 月 22 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 12 回）
- ・ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008 について
- 平成 21 年 6 月 26 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 13 回）
- ・ 犯罪諸対策及び関係本部等の検討状況について
- 12 月 22 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 14 回）
- ・ 「人身取引対策行動計画 2009」（案）及び犯罪諸対策の進捗状況等について
 - ・ 児童ポルノ排除対策の推進について
- 平成 22 年 7 月 27 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 15 回）
- ・ 児童ポルノ排除総合対策（案）の決定について
 - ・ 犯罪諸対策の進捗状況について
- 12 月 14 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 16 回）
- ・ 再犯防止対策について
 - ・ 「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰要綱」一部改正（案）について
 - ・ 犯罪諸対策の進捗状況について
- 平成 23 年 5 月 13 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 17 回）
- ・ 被災地等における安全・安心の確保対策について
- 7 月 26 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 18 回）
- ・ 「死因究明制度に関するワーキングチーム」の設置について
 - ・ 犯罪諸対策の進捗状況等について
- 平成 24 年 7 月 20 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 19 回）
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（案）について
 - ・ 犯罪諸対策の進捗状況について
- 平成 25 年 5 月 28 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 20 回）

- ・ 「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について」 （案） について
- ・ 「第二次児童ポルノ排除総合対策」 （案） について

12 月 10 日 ○犯罪対策閣僚会議（第 21 回）

- ・ 「世界一安全な日本」 創造戦略」 について

2. 関税局・税関における対策

関税局・税関においては、入国旅客や輸入貨物などの取締対象の増加とともに、密輸手口も悪質化・巧妙化する中、限られた人員で効果的・効率的な水際取締りを行うため、近年、種々の施策を実施している。

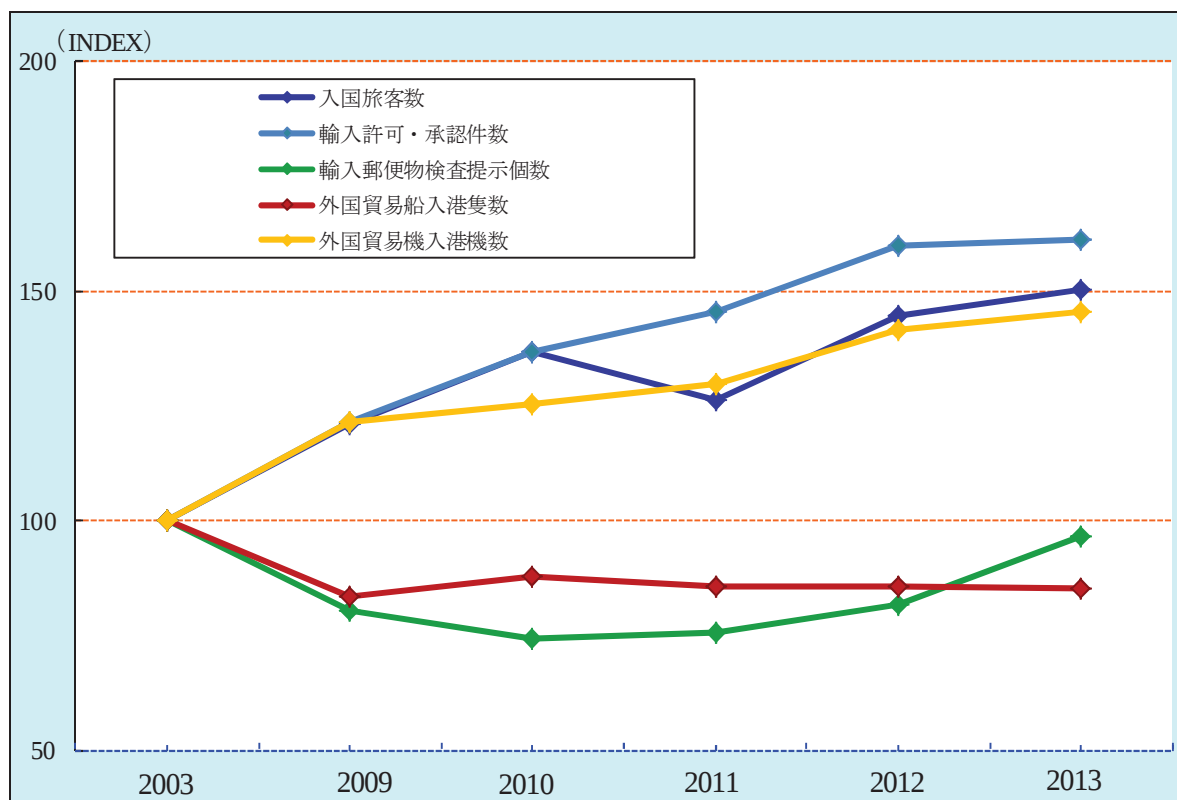
取締対象 (指 標)		平成 15 年 (10 年前)	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
旅客 (入国旅客数)	万人	1,915 (100.0)	2,316 (120.9)	2,620 (136.8)	2,420 (126.4)	2,772 (144.8)	2,881 (150.4)
商業貨物 (輸入許可・承認件数)	万件	1,439 (100.0)	1,752 (121.8)	1,969 (136.8)	2,092 (145.4)	2,302 (160.0)	2,319 (161.2)
国際郵便物 (輸入郵便物検査提示個数)	万个	12,242 (100.0)	9,857 (80.5)	9,094 (74.3)	9,266 (75.7)	10,043 (82.0)	11,840 (96.7)
船舶 (外国貿易船入港隻数)	万隻	13.5 (100.0)	11.3 (83.7)	11.9 (88.1)	11.6 (85.9)	11.6 (85.9)	11.5 (85.2)
航空機 (外国貿易機入港機数)	万機	13.4 (100.0)	16.3 (121.6)	16.8 (125.4)	17.4 (129.9)	19.0 (141.8)	19.5 (145.5)

(注) 1. 入国旅客数は、法務省出入国管理統計年報。(平成 25 年については速報値)

2. 輸入許可・承認件数、輸入郵便物検査提示個数は、関税局業務課調べ。(平成 25 年については速報値)

3. 外国貿易船入港隻数、外国貿易機入港機数は、船舶・航空機統計。

4. 下段の () 書きは、平成 15 年を 100 とした場合の指数。(グラフも同じ)



(1) 取締体制の整備

イ 物流の中で一貫した取締体制の整備

国際物流の中で一貫した貨物の効果的・効率的な取締りを図る観点から、取締・検査体制を監視部に集約して、事前情報を活用したリスク管理を行うなど、社会悪物品やテロ関連物資等の取締機能の強化に努めている。

ロ 広域的な取締体制の整備

密輸形態の組織化、広域化に対応するため、横浜税関に監視取締センター室を設置し、税関の管轄を跨ぐ船舶・乗組員に対する広域的な取締りについて、各税関の支援・調整を行うことにより、重点的な取締りを実施している。

(2) 密輸関連情報の収集・分析の強化

イ 情報管理官及び総括情報管理官の設置

各税関に密輸情報を担当する情報管理官をそれぞれ設置するとともに、東京税関に総括情報管理官を設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析することにより、情報収集・分析の強化に努めている。

ロ 関係業界団体からの情報収集の強化

効果的な密輸取締りを実施するため、船舶、航空機、商業貨物等に関係する業界団体との間で、密輸防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」（MOU）等を締結している。

（イ）財務省関税局：（一社）日本船主協会、定期航空協会、
（一社）航空貨物運送協会、
（一社）日本通関業連合会、
外国船舶協会、（一社）大日本水産会

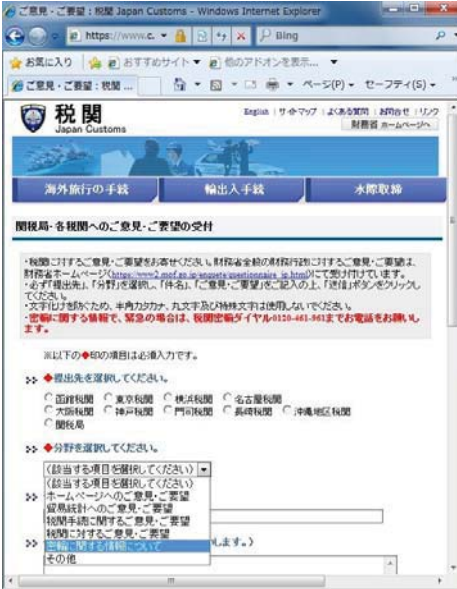
（計 6 団体）

（ロ）税関：各税関単位で設置されている輸送団体や旅行業団体及び漁協等

（計 28 団体）

ハ 一般からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、税関ホームページ、税関広報ビデオ等により、税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っている。また、平成 19 年 5 月からはインターネットからも情報を送ることができるようにしている。

リーフレット（一般向け）	税関ホームページ
 ※ このほか、海外旅行者向け、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向けを制作・配布。	
密輸ダイヤル（24 時間受付：フリーダイヤル） シロイ クロイ 0120-461-961 （密輸に関する情報は、財務省・税関まで）	税関ホームページ http://www.customs.go.jp/ 密輸情報提供ページ https://www.customs.go.jp/quest/index.htm

ニ 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（C I S : Customs Intelligence Database System）等を全国の税関官署に配備して、情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施している。

(3) 取締機器の有効活用

イ X線検査装置の活用

全国の税関官署に固定式や移動式のX線検査装置を配備し、貨物の中に巧妙に隠匿された社会悪物品等の発見・摘発のために活用している。

また、通常の貨物用のX線検査装置に加え、平成13年2月以降は、コンテナや自動車、小型ボート等の大型貨物の検査をすることができる大型X線検査装置を、全国の主要港等に配備して活用している。



ロ 監視艇の活用

不正薬物、銃砲等の洋上取引や地方港、不開港における密輸を取締まるため、拠点となる税関官署に大型監視艇や広域監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施している。



ハ 麻薬探知犬の活用

増大する麻薬類の密輸入を防止する目的で昭和54年以降、全国に麻薬探知犬を配備し入国旅客の携帯品及び外国郵便物等の輸入検査等に活用している。



ニ 埠頭監視カメラシステムの活用

平成8年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めている。

（４）関係機関との連携強化

イ 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施する観点から、税関、警察、海上保安庁等において、それぞれが有する情報、組織、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、取締りに当たっている。

具体的には、警察や海上保安庁などの関係機関との間で、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施している。



ロ 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で関係機関とによる「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催している。

（５）国際的な情報交換等の推進

イ 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、東京税関調査部に国際情報センター室を設置している。また、これまでに諸外国との間で薬物等の密輸入に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組みを進めている（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州R I L Oを中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っている。

（参考）R I L O（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）とは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同地域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点である。

我が国が参加しているアジア・大洋州R I L Oは、昭和62年12月から世界初のR I L Oとして香港に設置されていたが、平成11年1月から5年間、我が国（東京税関内）に設置され、財務省・税関としても本プロジェクトに積極的に参加・貢献してきた。平成24年1月からは、韓国に設置され、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するとともに、参加税関間の情報交換の仲介を行っている。

ロ 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を促進する規定を盛り込んだ税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組みを積極的に進めている。

また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めている。

（参考）税関相互支援協定は、我が国と外国税関当局が、それぞれの関税法令を適正に執行し、迅速な通関と効果的な不正薬物・銃砲等の社会悪物品や知的財産侵害物品の水際取締りを実現する観点から、情報交換を含む相互支援を行うための法的な枠組みを提供するもの。

<税関相互支援協定等の現状>

□経済連携協定（E P A）関連（注：E P Aに税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの）
シンガポール（2002.11）、マレーシア（2006.7）、タイ（2007.11）
インドネシア（2008.7）、ブルネイ（2008.7）、フィリピン（2008.12）
スイス（2009.9）、ベトナム（2009.10）、インド（2011.8）
ペルー（2012.3）

□政府間協定

米国（1997.6）、韓国（2004.12）、中国（2006.4）、E C（2008.2）
ロシア（2009.5）、オランダ（2010.3）、イタリア（2012.4）
南アフリカ（2012.7）、スペイン（2013.10署名）

□税関当局間取決め

豪州（2003.6）、ニュージーランド（2004.4）、カナダ（2005.6）
香港（2008.1）、マカオ（2008.9）、フランス（2012.6）、
イギリス（2013.6）

※（ ）内は発効又は署名年月（2014年5月31日現在）

ハ 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っている。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っている。

ニ 国際会議への参画

WCOにおける監視委員会やアジア・大洋州RILOコンタクト・ポイント会合などの国際会議に積極的に参画し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っている。

(6) 監視分野における技術協力

開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化など水際取締能力の向上を図るため、開発途上国税関職員の受入研修などの技術協力を積極的に実施している。